



マイナンバーカード を作りましたよ!!

福祉や介護、年末調整や確定申告、児童手当や保育所入所などの手続き、アルバイトやパートを始める際は、職場や

役所で必ず本人またはご家族のマイナンバーの提示が求められます。

また、マイナンバーカードは、健康保険証として利用できるようになりますし、確定申告での医療費控除ではご自身の医療費情報をオンラインで確認することで医療機関等の領収書が無くても手続きができるようになります。

ですから、ご家族全員のマイナンバーカードの申請をお急ぎください。
個人番号通知書は、マイナンバーの証明書類として使えませんよ



申請方法は、スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

やり方が分からない方は、役場住民課で申請できます。手続き時間は5分程度!

写真撮影から申請まで全部住民課職員が行います。もちろん無料! ご家族揃ってお越しください。

平日にご都合が悪い方のために、休日受付窓口を開設しています。

赤ちゃんからお年寄りまで、ご家族全員申請しにお越しください。



8月の休日受付窓口

とき 8月29日(日)午前9時~正午
ところ 役場住民課窓口



休日受付窓口でのマイナンバーカードの受け取りは、来庁者が多数のため長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

マイナンバーカードの取扱い注意事項

マイナンバーカードは、ICチップを内蔵した精密機器ですので、取扱い方法によっては故障する可能性があります。保管や使用にあたっては、次の点に十分ご注意ください。

- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと。
- ・カードが入った財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりして、ICチップ部分に負荷を与えないこと。
- ・強い磁気を発するものに近づけないこと。(テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのスマホケースや財布やバッグ、磁気ネックレスなど)
- ・ICチップ部分を指で触れたり汚したりしないこと。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174